クスリのアオキ石巻桃生店の届出概要について (法第5条第1項 新設)

1 届 出 者 株式会社クスリのアオキ

2 届出年月日 令和6年2月9日

3 店舗の名称 クスリのアオキ石巻桃生店

4 店舗設置者 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

5 店舗所在地 石巻市桃生町中津山字江下44番地 外

6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社クスリのアオキ	1, 638.62 m ²	食品、医薬品 他
計	1, 638.62 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年10月10日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐 車 場 の 収 容 台 数 6 4 台 (指針による必要台数:57台)
- (2) 駐 輪 場 の 収 容 台 数 25 台(指針による参考台数:11台)
- (3) 荷さばき施設の面積 63.00 ㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 11.62 ㎡ (指針による必要容量:7.85㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午前0時まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 1箇所
- (4) 荷 さ ば き 実 施 時 間 帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
 - ·公 告 年 月 日 令和6年2月22日
 - ・縦 覧 期 間 公告の日から令和6年6月24日まで

(公告の日から4か月間)

地 元 説 明 会 令和6年3月22日

・大規模小売店舗立地専門委員会	令和6年5月13日
・市町村等からの意見書提出期限	令和6年6月24日(公告の日から4か月以内)
・県の意見の通知期限	令和6年10月9日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和6年3月22日(金)午後6時から午後7時分まで		
開催場所	石巻市桃生公民館		
	石巻市桃生町中津山字江下10		
出席人数	11名		

質問事項	設置者の回答内容
出入口は1箇所で問題ないのか。右折の入庫は問	右折入出庫については、解析上問題ないことを確
題ないか。	認しており、河北警察署からも問題ないとの見解を
	頂いております。
	→県の意見は不要
工事着手はいつごろか。	4月上旬からの着手を計画しています。
	→指針の対象外
小学校の通学路になっているが、安全確保に問題	出入口には歩行者注意の看板を別途計画するなど
ないか。	の対応を図ります。
	→県の意見は不要
乗入部は大型車両の入場を想定したものとなって	大型車両が入出庫することを想定した設計・施工
いるのか。	を行います。
	→県の意見は不要

石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両並びに商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。	届出に記載した来客車両への対策を徹底するとともに、従業員や搬入車両に対しては騒音発生に対する配慮を徹底するように指導を行い、各種基準値の超過がないように努めます。 →県の意見は不要
振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法 又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行う とともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講 じること。	空調室外機及び冷機室外機については、特定施設に該当しないことから、届出は不要です。なお、今後特定施設に該当する機器を設置する場合には必要な届出等を行います。 →県の意見は不要
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に 対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じるこ と。	照明については、敷地外へ向けることがないよう に計画しており、照度も必要以上にしないよう配慮 しております。 →県の意見は不要
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。また、事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。	苦情等が寄せられた場合には、速やかに対応を図るようにいたします。近隣住民に対しては、工事着手時において計画内容や工事内容の説明を行っております。 →県の意見は不要
届出箇所は周辺に大型店舗が複数あり日頃から交 通量が多い状況である。各校では、常日頃から登下	駐車場出入口については、開店時や売り出し時に 適宜交通整理員を配置するなどの配慮を行います。

校における安全指導を徹底し、計画的に職員が街頭 指導するなどして児童生徒への指導を行っていると ころ、今回の出店により、更なる交通量の増加が予 想される。また、登下校中の児童生徒の交通事故の 発生が憂慮されることから、店舗駐車場出入り口付 近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮をす ること。

また、一般の駐車場看板に加えて歩行者に対する注 意喚起の看板を設置する計画としております。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容	
なし	なし	

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届		出		者	株式会社クスリのアオキ		
届	出	年	月	日	令和6年2月9日		
店	舗		名	称	クスリのアオキ石巻桃生店		
所		在		地	石巻市桃生町中津山字江下44番地	外	
市	町木	寸 0)意	見	あり	なし	
地力	域 住 .	民 等	≨の意	見	ありなし		
	県の意見案						
交	通		関	係	あり	なし	
騒	音		関	係	あり	なし	
廃	棄	物	関	係	あり	なし	
そ		0)		他	_	_	
意		見		案	県の意見はなし		
					店舗立地場所が近隣の小学校の通学	路に指定されていることから、車両出	
					入口付近の歩行者の安全確保について	配慮願います。また、騒音対策として	
					実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底し、特に夜間における騒		
附	帯	意	見	案	音が住居地点において規制基準を超過することのないよう十分に配慮願いま		
					す。なお、今後周辺の土地利用が変化	し住居等が立地するなどした場合や、	
					周辺住民から苦情が申し立てられた場	合には、追加的な騒音防止対策を検討	
					し、周辺環境の保全に配慮願います。		